

令和4年度調達改善の取組に関する点検結果

令和5年10月27日

行政改革推進会議

目次

1	はじめに	1
2	令和4年度調達改善計画の実施状況	
(1)	調達改善計画の策定状況	1
ア	共通的な取組	1
イ	重点的な取組	2
ウ	取組の難易度、目標達成予定時期の設定	2
(2)	令和4年度の自己評価の実施状況	2
ア	取組の進捗度	2
イ	明らかとなった課題・今後の計画に反映すべき事項	2
ウ	外部有識者からの意見聴取	2
3	調達改善の取組の具体的な実施状況	3
(1)	一者応札の改善	4
ア	一者応札の改善に向けた審査・管理	4
イ	一者応札の要因分析	5
ウ	競争参加者増加のための取組	5
エ	情報システム調達の改善	5
(2)	随意契約の改善	7
ア	競争性の向上のための取組	7
イ	より適正な価格での調達	7
ウ	少額随意契約の更なる改善	8
(3)	調達の公正性、透明性等の確保	8
ア	総合評価落札方式の適正な実施	8
イ	企画競争の適正な実施	8
(4)	調達の合理化	9
ア	共同調達・一括調達	10
イ	電力調達・ガス調達	10
(5)	調達事務のデジタル化	11
(6)	調達改善に資する情報共有等	12
ア	調達改善に資する研修等	12
イ	地方支分部局等における共同調達の推進に向けた連絡会	12
ウ	事務局による実践的ノウハウ等の情報共有	12

<u>4</u> <u>EBPM・歳出改革等有識者グループ構成員からの主な指摘</u>	13
<u>5</u> <u>今後の取組</u>	15

別添

別添 1	国の調達に係る契約金額（令和 4 年度）	17
別添 2	国の調達に係る契約種別	18
別添 3	国の調達に係る応札状況	20
別添 4	各府省庁における調達改善の主な取組（令和 4 年度）	22

1 はじめに

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果に優れたものとするのが不可欠である。

このため、行政改革推進本部（本部長：内閣総理大臣）は、平成 25 年 4 月に「調達改善の取組の推進について」を決定し、以下により、政府全体として調達改善の取組を推進することとしている。

- ・各府省庁は、原則として毎年度開始までに当該年度の調達改善計画を策定、公表し、上半期（4～9月）終了後及び年度終了後、当該計画の実施状況について自己評価を実施し、その結果を公表する。
- ・行政改革推進会議は、各府省庁の自己評価結果を点検し、必要に応じ指摘・助言を行うとともに、各府省庁が有する調達改善のノウハウ等の共有化・標準化を図る。

今般、各府省庁において、令和 4 年度調達改善計画の自己評価が実施されたことを受け、行政改革推進会議は、各府省庁の自己評価結果について、EBPM・歳出改革等有識者グループ構成員（※）によるヒアリング結果等を踏まえ、点検を実施した。

- ※ 有川 博 日本大学総合科学研究所 客員教授
石堂 正信 公益財団法人交通協力会 常務理事
川澤 良子 Social Policy Lab 株式会社 代表取締役社長
瀧川 哲也 ポストンコンサルティンググループ マネージング・ディレクター&パートナー
堀川 義一 一般財団法人経済調査会 監事

2 令和 4 年度調達改善計画の実施状況

（1）調達改善計画の策定状況

各府省庁は、令和 4 年度調達改善計画について、同年度の開始までに策定、公表している。

ア 共通的な取組

令和 4 年度調達改善計画においては、全府省庁が共通して推進する取組を①調達改善に向けた審査・管理の充実、②調達事務のデジタル化の推進、③電力調達・ガス調達の改善とした。

イ 重点的な取組

各府省庁は、自府省庁が調達する財・サービスの特性や調達の課題を踏まえ、契約金額の多寡や改善効果を勘案した上で、改善に取り組む分野・内容をそれぞれの調達改善推進体制において検討し、随意契約の改善、情報システム調達の改善、企画競争及び総合評価落札方式の適正な審査等を重点的な取組として設定している。

ウ 取組の難易度、目標達成予定時期の設定

各府省庁は、取組の項目ごとに難易度を設定しているほか、計画内容に応じた適切な目標や期限を設定している。また、取組の効果を把握した上で、当該取組の継続の必要性や新たな取組の検討を行っている。

(2) 令和4年度の自己評価の実施状況

各府省庁は、令和4年度調達改善計画に基づいて実施した取組の進捗度、課題等を分析し、自己評価した結果について外部有識者から意見を聴取した上で、令和5年7月までに公表している。

ア 取組の進捗度

各府省庁の取組の進捗度はおおむね「A」（計画に記載した内容をおおむね実施）となっており、総じて順調に進んでいる。

イ 明らかとなった課題・今後の計画に反映すべき事項

実施した取組の結果を踏まえた具体的な課題や対応策を記載している府省庁が多く見られる一方で、具体的な記載をしていない府省庁も見られた。また、前年度から同一の記載を続けている府省庁も多く見られた。各府省庁は、可能な限り個別案件に基づき具体的に記載するなど、取組の進捗を分かりやすく表現することにより、これらの項目を分析・評価し、PDCAサイクルを効果的に回していくことが求められる。

ウ 外部有識者からの意見聴取

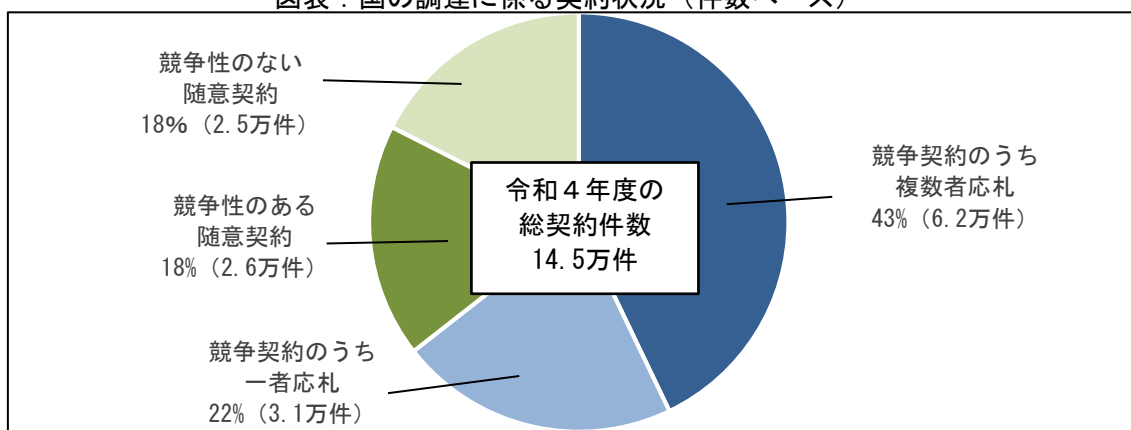
個々の取組について外部有識者から具体的な意見を得ている府省庁が多く見られた。例えば、契約監視委員会等の第三者委員会の構成員として各府省庁の契約実務を熟知している有識者からも意見を聴取して、各府省庁で課題となっている特定の調達品目や契約方式について意見を聴取するなどの工夫が見られた。一方で、外部有識者から具体的な意見を得ない府省庁も見られた。各府省庁は、可能な限り、具体的に意見を聴取して、その内容を今後の調達改善にいかしていくことが求められる。

3 調達改善の取組の具体的な実施状況

国の調達に係る契約金額の総額は約 9.6 兆円となっている。そのうち地方支分部局等における契約金額の総額は約 5.7 兆円となっており、国全体の契約金額の 6 割程度となっている（図表参照。府省庁別の状況等については、[別添 1](#)参照）。

また、国の調達に係る契約の総件数は約 14.5 万件であり、このうち競争契約が約 6 割、随意契約が約 4 割となっている。競争契約のうち、一者応札となったものは、近年、契約全体の 2 割程度で推移している。また、随意契約のうち、競争性のない随意契約¹も、近年、契約全体の 2 割程度で推移している（図表参照）。

図表：国の調達に係る契約状況（件数ベース）



		令和2年度	令和3年度	令和4年度
総金額		10.7 兆円	10.2 兆円	9.6 兆円
総件数		14.7 万件	14.1 万件	14.5 万件
内訳 (割合)	競争契約のうち複数者応札	41%	42%	43%
	競争契約のうち一者応札	21%	21%	22%
	競争性のある随意契約	19%	18%	18%
	競争性のない随意契約	19%	19%	18%

注：金額及び件数は各年度に締結した支出原因契約（少額随意契約を除く）。なお、端数処理（単位未満四捨五入）の結果、内訳と合計に誤差が生じる場合がある。

出典：内閣官房調査

¹ 「競争性のない随意契約」とは、随意契約から、以下の①から④までを除いたものをいう。

①企画競争によるもの、②公募を実施したもの、③入札に付しても入札者がいない又は再度の入札をしても落札者がいないため随意契約が締結されたもの、④少額のもの

各府省庁における調達改善に向けた取組の実施状況は以下のとおりである。

(1) 一者応札の改善

国の契約は、原則として、競争に付さなければならないとされている²。競争入札における応札者数は、その時々を経済情勢や市場の需給等、様々な要素により左右されるものの、同種の入札に一者応札が続く場合、特に、同一事業者が受注を繰り返す場合には、競争が働かないことによる調達価格の高止まりが生じる懸念がある。このため、各府省庁は、一者応札となった契約について要因の把握と分析に努め、その改善を図った上で、受注可能な事業者の調査や新規参入者への情報発信等、競争参加者の増加を図る必要がある。

ア 一者応札の改善に向けた審査・管理

各府省庁は、一者応札について、調達ごとの特性、経緯等に応じた対応の必要性があることから、個別案件の事前・事後審査等の管理体制を整備して、その充実を図っている。

複数の府省庁においては、入札前、契約前、事後等多段階にわたる審査プロセスを構築した上で、各段階において一者応札の改善項目をまとめたチェックリストを活用している。また、重点的な審査等の対象となる一者応札案件について、個別案件ごとにその要因分析、改善策等を記載した一覧表を作成しており、要因の傾向等を把握して有効な改善策を検討している。当該一覧表は、契約監視委員会の参考資料や事業者への情報提供等のための公表資料としても活用されている。

各府省庁は一者応札が複数回継続する案件の審査・管理の強化のため、契約監視委員会やデジタル統括アドバイザー³からの指摘を次回調達に反映させるなど外部有識者の知見を活用している。複数の府省庁においては、契約監視委員会等からの指摘を踏まえた改善策やその成果を改めて同委員会等に再報告するプロセスの構築が行われている。

また、複数の府省庁では、こうした取組によって成果があった改善事例等を取りまとめ、調達改善の手引を独自に作成し省内で配布するなど様々な方法により組織全体に情報共有することによって、取組の定着を図っている。

一方で、特殊な技術、品質等が求められる調達等であり、そもそも特定の一者以外には履行し得ない案件については、競争入札を実施しても一

² 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項等参照

³ 「デジタル統括アドバイザー」は、各府省のデジタル統括責任者等に対する技術的・専門的観点からの支援・助言等を行い、各府省におけるITガバナンスの強化の支援・助言等を行う。令和3年9月以降は、各府省庁は「デジタル統括アドバイザー」を設置することができるとされている（参照：「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（デジタル社会推進会議幹事会、平成26年12月3日決定、令和5年3月31日最終改定））。

者応札を繰り返すこととなるため、外部有識者等の第三者による審査を行うなど慎重な検討を経た上で、随意契約とし、見積根拠の精査等を行う方が合理的な場合もある。複数の府省庁においては、調達に必要な技術や設備等を明示した上で参加者を公募するなどして、改めて特定の者だけが事業を実施し得ることが確認された場合には随意契約によることとして、見積根拠の精査等（取組の詳細は3（2）イ参照）を実施している。

イ 一者応札の要因分析

各府省庁は、入札説明会に参加したが応札しなかった事業者等に対するアンケート調査やヒアリングで把握した一者応札の要因等を踏まえ、公告期間の延長や仕様書の見直しなどの改善を実施している。

ウ 競争参加者増加のための取組

各府省庁は、受注可能な事業者を把握するため、他府省庁等で過去に受注実績のある事業者や下請事業者を確認し、事業者団体のウェブサイト等の様々な情報源を活用することなどにより広く調査している。また、事業者への情報発信を幅広く行うため、政府電子調達システム⁴を活用して、「調達ポータル」サイト⁵に調達情報を登録するなどの取組も複数見られる。

また、仕様書を見直して、対面で行うことを必須としていた業務についてオンラインでの調整を認めることとするなど、新規事業者の参入可能性を高める取組も見られた。

エ 情報システム調達の改善

情報システムについては、令和3年9月以降、デジタル庁が、国の行政機関が行う情報システムの整備・管理に関する行政各部の事業の統括・監理、同事業に必要な予算の一括要求・確保、同事業の全部又は一部を自ら執行することなどとされている⁶。デジタル庁においては、同庁自らが実施する情報システム調達の改善を進めるとともに、各府省庁においては、引き続き自ら実施する情報システム調達について、デジタル庁と連携しながら対応している。

⁴ 「政府電子調達システム（Government Electronic Procurement System: GEPS）」とは、「調達業務の業務・システム最適化計画」（平成21年8月28日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。平成23年7月15日一部改定）に基づき構築された府省庁共通システム。平成26年3月から運用が開始されており、国の行政機関等が利用している。

⁵ 統一参加資格申請・調達情報提供サイトおよび政府電子調達システム（GEPS）を調達ポータルから利用することで、統一参加資格取得から契約・請求までをワンストップで行うことができるウェブサイト

⁶ デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）参照

各府省庁は、ベンダーロックイン⁷を回避するために、デジタル統括アドバイザーの助言を得るなどして、情報システムの要件定義の明確化や、従来の受注者等、特定の事業者により有利な仕様内容とならないようにしているほか、入札情報の積極的発信、民間事業者からの意見等の収集・反映、参加者要件・調達単位の工夫等に取り組み競争性を高めている。

なお、デジタル庁においては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日）⁸を踏まえて、情報システム調達について、参入手続における公平性や迅速性の確保、アジャイル開発⁹等の手法への対応等を念頭に検討することとされ、「デジタル庁情報システム調達改革検討会」（令和4年6月21日設置）が設置された。同検討会では、①機動的・柔軟な調達手続の改善（アジャイル開発の導入ガイドの整備等）、②システム調達における発注者側の能力向上（調達相談窓口の設置等）、③中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大（デジタルマーケットプレイス導入等）、④ベンダーロックインの排除（一者応札の調査・分析等）、⑤内部統制等の透明性確保（契約監視委員会等による積極的な助言・支援等）等の施策が提言され、順次、各施策の実施に向けて取組が推進されている¹⁰。

＜令和4年度における一者応札の改善等の取組例＞

- 宮内庁は、これまで一者応札となっていた業務において、事業者への聞き取りを踏まえ、特定の条件が必要な一部の業務を本業務から分離し、別に調達する取組を行った結果、複数者応札となった。
- 法務省は、これまで一者応札となっていた地方支分部局の設備保守業務において、公告期間を従来30日程度のところ10日程度長く設定した上で、電子調達システムを利用し、資料をダウンロードした者に対して仕様書等の補足説明を実施した。その結果、遠方の事業者が本入札案件へ参加したことで複数者応札となった。
- 復興庁は、これまで一者応札となっていた原子力災害による避難指示区域等の調査業務において、調査対象地域となる自治体と対面で調整することを求めていたが、オンラインでの調整を認める仕様書の見直し等を行った結果、複数者応札となった。
- 厚生労働省は、65件について前年度（前回）一者応札から改善し、13億2,500万円（▲15.8%）の削減効果があった。各種取組として、調達の内容に応じた各種関連団体

⁷ 「ベンダーロックイン」とは、ソフトウェアの機能改修やバージョンアップ、ハードウェアのメンテナンス等、情報システムを使い続けるために必要な作業を、それを導入した事業者以外が実施することができないために、特定のシステムベンダーを利用し続けなくてはならない状態のことをいう。

⁸ 第6 5. (1)⑫参照

⁹ 「アジャイル開発」とは、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック」（令和4年4月20日デジタル庁）によると、利用者にとって優先度の高いものから順次開発・リリースを進め、運用時の技術評価結果や顧客の反応に基づいて素早く改善を繰り返すという開発手法とされている。

¹⁰ ベンダーロックインを予防するための方策については、公正取引委員会による実態調査においても、競争政策上及び独占禁止法上の考え方が示されている（「官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書」（令和4年2月8日公正取引委員会）参照）。

に対する公表済みの調達情報の提供や、関連団体の会員専用サイトへ調達情報の掲載等を行った。

※その他の一者応札改善の主な取組は、[別添4](#)参照。

(2) 随意契約の改善

国の契約において、随意契約は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等に採用される契約方式とされている¹¹。一般に、随意契約は、一定の能力、信用等が確実な者を特定し選定することができるという利点があるが、その運用を誤った場合には、契約の相手方が一部の者へ偏ることや、特に、競争性のない随意契約が締結される場合には、調達価格の高止まりが生じる懸念がある。

このため、各府省庁は、競争性のない随意契約によることとした場合には、その理由を明確にし、公告前にその妥当性等を審査することで適正な契約方式の適用に努めているほか、随意契約によることとした理由等を公表することとされている¹²。

ア 競争性の向上のための取組

各府省庁は、競争性のない随意契約が安易に締結されることのないように審査を行い、発注条件や仕様書を見直すなどして一般競争入札に移行し、あるいはこれが困難な場合も、企画競争や公募といった競争性のある契約方式に移行できないか検討するなどの取組を実施している。

参入可能事業者に対して情報提供を積極的に行うため、特定の事業者との競争性のない随意契約が継続している案件について、新規参入が可能である旨をウェブサイト上に継続的に掲載する取組が見られる。

競争性のある随意契約のうち一者応募となったものについては、競争入札と同様、一者応募改善のための取組を行う必要がある（競争入札における一者応札の改善のための取組は3（1）参照）。

イ より適正な価格での調達

複数の府省庁では、随意契約によらざるを得ない場合であっても、より適正な価格での調達を目指して、事業者から入手した見積りについて、物品価格、人件費、数量など見積根拠の精査を行っている。見積根拠の精査に当たっては、精査の手続の透明性・公正性の確保の観点から、実施手続のルール化を進めることが適当であり、ノウハウのマニュアル化や改善事

¹¹ 会計法第29条の3第4項等参照

¹² 「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日財計第2017号）3（1）⑨により、各府省庁は、随意契約によることとした理由等を公表することとされている。

例の共有等の取組が見られる。

ウ 少額随意契約の更なる改善

少額随意契約は、事務手続の効率性の観点から随意契約によることができるとされているものであるが、随意契約の方式によることができる少額の調達であっても、事務負担等を考慮しつつ一般競争入札に移行するなど競争性の向上に努めている府省庁が複数見られる。

また、発注者が見積りの相手方を特定することなく調達内容、数量等を公示し、参加を希望する者から広く見積書の提出を募るオープンカウンター方式を導入し、透明性や競争性を確保する取組が進められている。

さらに、少額随意契約による調達に際して、インターネットを利用し、価格比較をした上でクレジットカード決済を活用するといった効率化も進められている。

※令和4年度における随意契約の改善事例については、[別添4](#)参照。

(3) 調達の公正性、透明性等の確保

調達改善の取組は、費用対効果といった経済性に加えて、公正性、透明性等を確保するとともに、情報公開の充実により国民への説明責任を十全に果たすことが必要である。特に、総合評価落札方式及び企画競争は、価格以外の要素を考慮する方式であるため、落札者等の選定過程等において、より公正な手続を定め、透明性の高い仕組みを構築することにより、適正な競争を担保する必要がある。

ア 総合評価落札方式の適正な実施

総合評価落札方式は、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して、落札者を決定する方式である。

研究開発、調査研究又は広報等の技術的要素の評価を行うことが重要であるものについては、総合評価落札方式による一般競争入札を拡充することとされている。総合評価落札方式の実施に当たっては、発注者による提案の審査の透明性及び公正性の確保の観点から、総合評価の結果の公表を徹底するほか、評価方法の作成や落札者決定段階において学識経験者等の第三者の意見を効率よく反映させるための方策を講じるよう努めることとされている¹³。

イ 企画競争の適正な実施

企画競争は、契約相手方を選定する際に、複数の者に企画提案書等の提出を求め、その内容について審査を行い、最も優れた企画提案書等を提出

¹³ 「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日財計第2017号)

した者と随意契約を締結する方式である。

企画競争の実施に当たっては、競争に価格の要素が含まれないことから、それが真に適切かつやむを得ないと言えるか慎重な検討と審査が必要になる。また、総合評価落札方式の場合と同様に、評価方法の作成や契約相手方選定段階における第三者の意見の反映等、特定の者が有利とならないよう公正性や透明性に留意した手続を実施する必要がある。

複数の府省庁においては、総合評価落札方式や企画競争の公正性や透明性の確保に留意した内規の整備や、その遵守のための体制を確立するなどの取組が見られる。さらに、技術的要素等の審査において、統一的判断を行えるように評価項目ごとに評価の基準を明確化している事例が見られた。

〈調達公正性、透明性等の確保に向けた仕組の構築等の例〉

- 金融庁は、総合評価落札方式の技術的要素等の審査において、公平性及び透明性の観点から、各審査委員が客観的かつ統一的な基準で評価を行えるように評価項目ごとの評価の基準を明確化している。また、各評価項目の評価基準及び各委員の評価結果の記録を残すことで入札後の問合せ等に適切に対応できるようになっていた。¹⁴
- 文部科学省は、企画競争に関して、選定過程における恣意性を排除し、競争性、公平性及び透明性を担保できるようなマニュアルを作成している。また、当マニュアルは省内にメール等で周知されており、実務担当者が調達に当たっていつでも確認できる状況となっていた。
- 経済産業省は、「調達等の在り方に関する検討会」¹⁵を通じて策定した新たな調達ルールに従い、一定規模以上の事業の調達に関して、事業の履行体制図や選定した外部有識者のコメント等をウェブサイト上で公表して対外的に広く情報共有することで、公平性・透明性を確保した事業執行を実施している。

(4) 調達の合理化

費用対効果の高い調達を実現するためには、競争性及び経済性の観点から、その調達規模や地域が合理的なものとなっているか検討することが重要である。

¹⁴ これらの取組は、公共工事（公共工事に関する調査及び設計を含む。）及び情報システム調達においては、各府省庁に共通する標準ガイドラインに規定されている（「情報システムの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」（平成25年7月19日調達関係省庁申合せ）、「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」（公共工事発注省庁申合せ）等参照）。

¹⁵ 経済産業省の予算執行に関して、契約や補助金等の執行手続等について、その在り方を検討し、改善すべき事項等について報告するために、令和2年6月から3年6月まで計6回開催された検討会。今後の調達において、一層の公平性、透明性を高めていくためにどのような対応があり得るかなどが議論され、①事前接触ルールの設定（仕様書案の公表・接触時間の公正性確保・接触記録の作成等）、②審査結果の対外公表（採点結果・評価コメント等）、③柔軟な入札参加資格の設定、④分割発注・JV方式の導入、⑤再委託・外注に関する体制の事前・事後確認の厳格化などの対応策が取りまとめられた。

ア 共同調達・一括調達

共同調達・一括調達¹⁶（以下「共同調達等」という。）は、スケールメリットの観点から有効であるが、コスト削減効果を得るには、①スケールメリットが働く調達規模の確保、②納入回数や配送先の集約等を通じた物品の配送やサービスの提供等に係るコストの削減が重要である。このため、参加官署数や対象品目数を増加させることのみを目的とせず、適正価格（市場価格）の追求を目的とした参加官署の組合せを検討することが必要である。

また、各府省庁は、共同調達等の効果や事務負担について、共同調達等の開始後においても、グループごとに定期的に検証を行い、手続を含めて調達が合理的なものとなっているか確認し続けることが重要である。

令和4年度においても、共同調達等を実施する官署の増加や調達品目の拡大により、コストや事務負担の軽減を図った府省庁が複数見られた。

※ 共同調達・一括調達事例については、[別添4](#)参照

イ 電力調達・ガス調達

電力調達に関する取組については、平成28年4月からの完全自由化を受けて、従来随意契約だったものを一般競争入札に移行するなどの取組が進められてきた。しかし、令和4年に入り国際的な資源価格の上昇に加え、円安の影響等により、エネルギー価格が高騰した。このため、各府省庁では一般競争入札を行っても応札者がいないことから、最終保障供給契約¹⁷による随意契約となった事例や、一般競争入札によって契約したが契約途中で単価等の増額変更契約を余儀なくされた事例など、コスト削減よりも電力の安定受給を優先せざるを得なかった事例が複数見られた。今後、電力市場の動向については、注視していく必要がある。

ガス調達については、平成29年4月からの小売市場の完全自由化を受け、地域によっては従来随意契約だったものを一般競争入札に移行するなどの取組が見られたが、全体的に供給事業者が限られている状況にあり、競争性の確保を図ることが困難な事例が複数見られた。

¹⁶ 本報告書において、「共同調達」とは、複数府省庁の官署において、一定地域内の官署に係る物品等の調達を行うこと、「一括調達」とは、同一府省庁内の複数官署において、物品・役務の調達を行うことをいう。「一括調達の運用ルール」（平成21年1月16日各府省等申合せ、最終改定25年1月29日）等に基づく取組であり、同取組による効果としては、①スケールメリットの発現によるコスト削減、②競争性の向上、③契約事務の軽減がある。

¹⁷ 最終保障供給契約とは、利用者がどの小売事業者からも電気の供給を受けられない場合、電気の供給を受けられなくなることはないよう、セーフティネットとして、一般送配電事業者により最終的な電気の供給を行う最終保障サービスの契約を「最終保障供給契約」と言い、電気事業法によって義務付けられている。

(5) 調達事務のデジタル化

調達の実施に当たっては、公正性、透明性、競争性等を確保するとともに、事業者や発注者の負担軽減等に資するため、デジタル化を進めて、調達事務の効率化を図ることが重要である。

新型コロナウイルス感染症の感染防止への対応が求められ調達手続における対面等が制限される状況下においても、契約監視委員会や入札説明会等をオンラインで開催するなど調達の公正性、透明性、競争性等を確保するための取組が進められた。

また、入札の実施、契約書の作成等については、政府が行う物品、役務等に係る一連の調達手続を電子的に行うことができる政府電子調達システムによりオンライン化されている。同システムの電子入札や電子契約については、「オンライン利用率引き上げの基本計画」¹⁸に基づき、デジタル庁を中心に各府省庁において、利用率向上を図っている。具体的には、多くの府省庁で、同システムの利用について実務者向けのマニュアルを作成し共有するなどの様々な方法により組織全体に情報共有を行ったり、原則電子契約とする旨を入札説明書へ記載する取組や契約件数が多い事業者に個別に同システムの利用について声掛けをしたりするなどの取組を行っている。これらの取組によって令和4年度においては、複数の府省庁において利用率の向上が見られた。

そのほか、令和2年12月に、法令により全府省庁に共通して適用される会計手続において書面等による手続の規定が改正された¹⁹ことを踏まえ、多くの府省庁において、押印を省略した見積書や請書等を電子メールにより受け取っている。

〈令和4年度における調達事務のデジタル化の取組例〉

- 農林水産省は、一部の地方支分部局において独自に電子入札及び電子契約利用のためのマニュアルを作成するなどして、地方支分部局における政府電子調達システムの活用を促進している。
- 環境省は、ウェブサイトで電子入札及び電子契約の推進について周知した。その上で、入札に際し、電子入札により難しい場合はその理由を徴するなど、電子入札を原則とする趣旨の取組を行った。さらに、個別案件ごとに落札事業者に対して、電子契約を推奨した結果、政府電子調達システムによる電子契約件数が令和3年度 614 件から令和4年度 738 件と増加した。
- 財務省は、政府電子調達システムや事業者との接触記録等を活用して、過去に同様の

¹⁸ 「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)を踏まえて、デジタル庁が作成した計画。電子調達システムのオンライン利用率については、令和7年3月までに電子入札率80%、電子契約率50%を目標とされている。

¹⁹ 証券取引法改正(令和2年12月4日財務省令第73号)により、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)等が改正されている。

案件に参加している事業者を確認して個別に入札勧奨をするなどの取組を行った。その結果、例年と比較し幅広い地域の事業者から資料請求や入札参加が見られ、電子入札件数は2,371件、電子契約件数は699件と前年から増加した。

※ その他の調達事務のデジタル化に向けた取組事例については、[別添4](#)参照

(6) 調達改善に資する情報共有等

ア 調達改善に資する研修等

調達改善に資する研修等の取組については、研修実施のほか、調達改善に関する知識・スキルの効果的な習得のために、イントラネットや職員向けメールマガジン等のツールを活用している府省庁や、調達改善に関する知見の共有のために、内部監査の機会を活用している府省庁も複数見られる。

費用対効果の高い調達を実践できる人材を育成するため、例えば、情報システムに関しては、デジタル統括アドバイザー等の専門家が、実務担当者を対象に、見積根拠の精査の手法や仕様書作成のノウハウ等について研修を行っている府省庁も複数見られる。また、調達改善の取組や成果を人事評価において適切に反映して、予算執行の効率化、事務担当者のコスト意識の醸成等を図っている府省庁も複数見られた。

イ 地方支分部局等における共同調達の推進に向けた連絡会

地方支分部局等においては、全国10の財務省財務局を中心に、各地域における共同調達の推進に向けた連絡会が開催されている。連絡会においては、共同調達の成果を検証する中で、更なるスケールメリットを図るための工夫や各官署での契約金額、事業者ヒアリング結果の情報共有を行うなど、府省庁を越えた連携のための議論が具体的に進められている。連絡会は、共同調達の議論とともに、地方支分部局等ごとに行われている調達改善の取組の情報交換の場にもなっており、各地域における府省庁を越えた実務担当者のノウハウ共有の機会としても機能している。

ウ 事務局による実践的ノウハウ等の情報共有

事務局は、ノウハウ共有の一環として、調達実務担当者を対象とした勉強会を開催している。令和4年度は、6月及び11月に「政府電子調達システムの利用促進」をテーマとして開催した。勉強会では、同システムの利用促進に向け優良な取組や得られた知見等を共有した。

また、地方支分部局等における共同調達の推進に向けた連絡会²⁰や各府省庁の会計研修等で講師となり、調達改善に関する情報共有や同システム

²⁰ 中国地区における共同調達推進に係る検討会（令和4年9月13日）に事務局が参加して、地方支分部局等における調達事務のデジタル化や調達事務の効率化に係る意見交換を行った。

の利用促進のための機会を設けている。

さらに、令和3年度下半期からは、地方支分部局等を含む実務担当者を対象に各府省庁において実際に作成、活用している様式等について、優良事例と考えられるものを事務局で選定して、閲覧及びダウンロードできるようにした電子掲示板を開設した。令和4年度は、研修動画等のコンテンツを充実させ、効率的・効果的な府省庁間のノウハウ共有を図っている。

＜調達改善に資する研修等の取組例＞

- 内閣官房等は、弁護士による法律的観点から見た国の調達における課題の講演や調達アドバイザーの講演等も含めた会計実務研修について、会計担当者に限らず業務担当者も対象として実施することで、職員の価格交渉や契約事務のスキルアップを図っている。
- デジタル庁は、職員の調達改善の取組を含む会計事務手続のスキルアップのため、独自に「デジタル庁調達手続マニュアル」を作成し、勉強会を開催して省内の共有を図った。また、同マニュアルをウェブサイトで公表し、入札参加者にも閲覧可能とすることにより、調達事務手続の効率化を図った。
※ デジタル庁における取組は、会計担当部署だけではなく業務担当部署における調達改善の定着化にも資する取組であり、他省庁の参考となると考えられる。くわえて、同マニュアルをウェブサイトに掲載することは、官公庁の調達に不慣れな事業者を相手にする場合の事務手続の効率化や官公庁の調達になじみのない業者の参加拡大に資する取組でもあることから、本取組を優良取組事例に選定する。
- 公正取引委員会は、会計担当部署以外の業務担当部署の職員を対象に調達改善の取組も含めた調達事務に関する研修を行い、組織全体として調達改善の意識向上に努めている。

4 EBPM・歳出改革等有識者グループ構成員からの主な指摘

令和4年度ヒアリング等における調達改善の取組状況全般と今後の方向性についてのEBPM・歳出改革等有識者グループ構成員からの主な指摘は以下のとおりである。

- ・各府省庁の調達改善の取組については、入札前、契約後等の多段階における審査体制の確立や調達情報の発信拡大の取組が見られるなど、全体として、計画された取組が着実に進められており、深まりも見られる。
- ・各府省庁は、引き続き調達改善を進めるため適切な体制を整備することが重要である。事務局による優良事例の共有や調達改善のための取組は幅広く実施さ

れているが、引き続き各府省庁における調達の水準の向上に取り組むことが重要である。

- ・各府省庁の自己評価について、具体的な事例の記載をしていない府省庁や前年度から同一の記載を続けている府省庁については、要因を確認し、PDCAサイクルを効果的に回していくためにも、個別案件に基づき具体的に記載するなど、取組の進捗を分かりやすく記載することが重要である。
- ・各府省庁における契約監視委員会等の審査については、外部有識者による審査対象の選定や調達内容の確認が十分に行われてきている。一方で、審査の実施回数や実施時間に対して審査案件が多すぎるなどの場合は、運用上の体制が不十分になる恐れがあるため、実効性がある審査となっているか確認していく必要がある。
- ・各府省庁は、一者応札改善の取組等について研修を通じて共有するなど、調達改善の取組内容を会計担当部署だけではなく業務担当部署へも共有することで、調達改善の取組の定着を組織内で図ることが重要である。事務局は、調達改善に向けた審査・管理の更なる充実を図るため、これまでの国の調達に係る契約状況を総括し把握することが重要である。
- ・各府省庁は、総合評価落札方式や企画競争、公募による調達において、更に公正性、透明性等の確保が図られるように、入札参加者に対する評価結果の情報提供に取り組むことが重要である。
- ・情報システムの調達等に関し、デジタル庁におけるより柔軟な調達の在り方等についての提言等を踏まえ、ベンダーロックインを予防するための方策等の調達改善の取組について、事務局はデジタル庁と適切に連携することが重要である。
- ・各府省庁において、調達事務のデジタル化については、調達事務の効率化だけではなく行政サービスの維持等の観点も重要である。事務局は、デジタル庁と連携して政府電子調達システムの利用率等の実績を確認するとともに電子入札・電子契約と併せて、他のデジタル技術を活用した調達事務も視野に入れておくことが重要である。
- ・事務局は、既に定着し成熟しつつある取組については各府省庁で自律的に取組を進めていくこととするなど既存の取組を整理した上で、推進するテーマを検

討していくことが重要である。

5 今後の取組

各府省庁及び事務局は、令和4年度調達改善の取組に関するヒアリング等におけるEBPM・歳出改革等有識者グループ構成員の具体的な指摘等を踏まえて、以下のとおり取組を更に強化していくことが必要である。

【調達改善のための審査・管理】

- ・各府省庁は、一者応札の改善に向けた取組等について組織内で情報を共有し、業務担当部署も含めた取組の定着を図るなど、審査・管理の更なる充実を図ること
- ・事務局は、各府省庁における審査の実効性や各取組の前年度との相違の確認、複数年継続していた一者応札が改善された個別案件のフォローアップヒアリングを行うなどして、各府省庁における審査・管理の状況を確認すること
- ・さらに、デジタル庁と連携しつつ、ベンダーロックインを予防する方策など情報システム調達の改善に向けた取組について、各府省庁の有効なノウハウの収集や共有を図ること

【調達の公正性、透明性等】

- ・各府省庁は、総合評価落札方式や企画競争、公募による調達の公正性、透明性等の確保に留意した内規の整備や、その遵守のための体制を確立するなどの取組を実施すること
- ・事務局は、各府省庁の取組状況を確認するとともに、総合評価落札方式や企画競争、公募による調達の公正性、透明性等を確保している優良事例等の情報共有を行うなどして各府省庁の取組の促進を図ること

【調達事務のデジタル化】

- ・各府省庁は、調達事務においても、「デジタル完結・自動化原則」²¹を踏まえて一連の手続を実施し、行政サービス維持の観点からも事業者及び発注者の負担軽減等の事務の効率化を図るとともに、競争性の確保を推進していくこと
- ・特に、政府電子調達システムによる電子入札や電子契約については、「オンライン利用率引上げの基本計画」に基づき、デジタル庁を中心に、各府省庁において、政府電子調達システムの利用率の向上を図ること
- ・事務局は、デジタル庁と連携しつつ、政府電子調達システムの利用率や事業者

²¹ 「デジタル完結・自動化原則」とは、デジタル臨時行政調査会において提示された、今後のデジタル社会を構築する上で必要となるデジタル改革・規制改革・行政改革に通底すべき5つの原則の一つであり、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現することとされている。

側の課題等を確認するとともに、各府省庁と連携して、調達事務のデジタル化を推進していくに当たって有効なノウハウの収集や共有を図っていくこと、また、特に地方支分部局における取組を促していくこと

【実践的ノウハウ等の情報共有】

- ・事務局は、これまでの国の調達に係る契約状況を整理するとともに、調達改善の取組を更に推進する観点から、重点的に推進するテーマを定め、各府省庁に対し、勉強会や電子掲示板を活用することでノウハウを共有し、取組の定着を支援していくこと

国の調達に係る契約金額(令和4年度)

別添1

(単位:億円)

合計 95,562	公共工事等 36,370		物品役務等 59,192		
	本省 724	地方支分部局等 35,646	本省 37,489	地方支分部局等 21,703	
国土交通省 35,916	28,424		7,492		
防衛省 31,971	3,958	28,014			
農林水産省 7,508	1,887		5,622		
厚生労働省 5,287	83	5,204			
経済産業省 2,759	3	2,756			
内閣官房等 1,833	540		1,293		
環境省 1,726	553		1,173		
法務省 1,631	525		1,105		
その他 6,930	財務省 1,572	警察庁 712	復興庁 81	宮内庁 37	人事院 8
	総務省 1,262	外務省 540	衆議院事務局 69	会計検査院 23	公正取引委員会 7
	文部科学省 1,258	最高裁判所 351	金融庁 50	個人情報保護委員会 18	カジノ管理委員会 7
	デジタル庁 741	国立国会図書館 139	参議院事務局 43	消費者庁 12	

注1 契約金額:令和4年度に締結した支出原因契約(少額随意契約を除く。)。なお、端数処理(単位未満四捨五入)の結果、内訳と合計に誤差が生じる場合がある。
 注2 内閣官房等:内閣官房、内閣法制局及び内閣府本府。以下、別添において同じ。

国の調達に係る契約種別

別添2

(単位：件、億円)

府省庁名		競争契約				随意契約										合計			
		件数 (注1)		金額 (注1)		合計				競争性のある随意契約				競争性のない随意契約				件数	金額
						件数		金額		件数		金額		件数		金額			
		割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合			
内閣官房等	(令和2年度)	1,560	62%	1,164	59%	954	38%	815	41%	301	12%	177	9%	653	26%	637	32%	2,514	1,978
	(令和3年度)	1,533	62%	1,324	72%	956	38%	527	28%	357	14%	127	7%	599	24%	400	22%	2,489	1,852
	(令和4年度)	1,498	59%	1,077	59%	1,033	41%	756	41%	312	12%	165	9%	721	28%	591	32%	2,531	1,833
	(平成18年度)	1,115	40%	614	46%	1,691	60%	717	54%	585	21%	160	12%	1,106	39%	558	42%	2,806	1,331
宮内庁	(令和2年度)	239	73%	33	68%	87	27%	16	32%	38	12%	6	13%	49	15%	10	20%	326	49
	(令和3年度)	226	72%	33	65%	90	28%	18	35%	31	10%	10	19%	59	19%	8	16%	316	51
	(令和4年度)	213	66%	23	62%	111	34%	14	38%	35	11%	6	17%	76	23%	8	21%	324	37
	(平成18年度)	217	54%	18	35%	183	46%	33	65%	8	2%	1	2%	175	44%	32	63%	400	51
公正取引委員会	(令和2年度)	94	72%	7	74%	37	28%	3	26%	12	9%	0	5%	25	19%	2	22%	131	10
	(令和3年度)	107	76%	6	77%	33	24%	2	23%	10	7%	0	3%	23	16%	2	20%	140	8
	(令和4年度)	99	69%	4	62%	44	31%	3	38%	11	8%	0	3%	33	23%	2	35%	143	7
	(平成18年度)	32	41%	1	29%	47	59%	3	71%	3	4%	0	5%	44	56%	3	66%	79	5
警察庁	(令和2年度)	2,260	67%	787	67%	1,106	33%	396	33%	450	13%	155	13%	656	19%	241	20%	3,366	1,183
	(令和3年度)	2,020	65%	642	64%	1,093	35%	369	36%	445	14%	189	19%	648	21%	180	18%	3,113	1,010
	(令和4年度)	1,882	64%	509	72%	1,063	36%	203	28%	396	13%	78	11%	667	23%	125	18%	2,945	712
	(平成18年度)	1,325	40%	295	41%	1,982	60%	432	59%	156	5%	76	10%	1,826	55%	356	49%	3,307	727
個人情報保護委員会	(令和2年度)	27	57%	9	71%	20	43%	4	29%	5	11%	0	0%	15	32%	4	29%	47	12
	(令和3年度)	27	59%	21	85%	19	41%	4	15%	7	15%	0	1%	12	26%	3	14%	46	25
	(令和4年度)	41	75%	15	80%	14	25%	4	20%	5	9%	0	1%	9	16%	4	19%	55	18
	(平成18年度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カジノ管理委員会	(令和2年度)	17	55%	6	55%	14	45%	5	45%	4	13%	1	6%	10	32%	4	39%	31	11
	(令和3年度)	13	36%	13	68%	23	64%	6	32%	13	36%	1	6%	10	28%	5	26%	36	19
	(令和4年度)	10	34%	1	22%	19	66%	5	78%	13	45%	1	14%	6	21%	4	64%	29	7
	(平成18年度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融庁	(令和2年度)	92	45%	20	49%	111	55%	22	51%	56	28%	17	40%	55	27%	5	11%	203	42
	(令和3年度)	78	44%	115	87%	100	56%	17	13%	54	30%	12	9%	46	26%	4	3%	178	132
	(令和4年度)	75	38%	33	66%	123	62%	17	34%	66	33%	13	25%	57	29%	4	8%	198	50
	(平成18年度)	72	31%	13	25%	160	69%	39	75%	30	13%	9	17%	130	56%	30	58%	232	52
消費者庁	(令和2年度)	86	64%	13	74%	48	36%	4	26%	24	18%	3	16%	24	18%	2	9%	134	17
	(令和3年度)	88	64%	8	62%	49	36%	5	38%	22	16%	2	18%	27	20%	3	20%	137	13
	(令和4年度)	85	66%	6	50%	44	34%	6	50%	22	17%	4	34%	22	17%	2	16%	129	12
	(平成18年度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
デジタル庁	(令和2年度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(令和3年度)	63	69%	84	84%	28	31%	16	16%	13	14%	8	8%	15	16%	9	9%	91	101
	(令和4年度)	193	68%	528	71%	90	32%	214	29%	20	7%	26	4%	70	25%	187	25%	283	741
	(平成18年度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
復興庁	(令和2年度)	33	16%	9	10%	175	84%	84	90%	41	20%	14	15%	134	64%	70	75%	208	93
	(令和3年度)	56	24%	7	9%	180	76%	76	91%	28	12%	15	18%	152	64%	61	73%	236	83
	(令和4年度)	55	25%	7	8%	161	75%	74	92%	30	14%	17	21%	131	61%	57	70%	216	81
	(平成18年度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総務省	(令和2年度)	1,139	60%	1,243	63%	765	40%	737	37%	566	30%	263	13%	199	10%	474	24%	1,904	1,980
	(令和3年度)	1,084	61%	926	65%	705	39%	493	35%	506	28%	318	22%	199	11%	174	12%	1,789	1,419
	(令和4年度)	998	61%	737	58%	639	39%	525	42%	470	29%	420	33%	169	10%	105	8%	1,637	1,262
	(平成18年度)	801	40%	184	27%	1,201	60%	497	73%	440	22%	168	25%	761	38%	329	48%	2,002	680
法務省	(令和2年度)	5,726	78%	1,957	84%	1,626	22%	376	16%	180	2%	73	3%	1,446	20%	303	13%	7,352	2,334
	(令和3年度)	5,103	77%	1,191	82%	1,488	23%	262	18%	168	3%	61	4%	1,320	20%	201	14%	6,591	1,453
	(令和4年度)	5,261	77%	1,117	69%	1,590	23%	514	31%	232	3%	53	3%	1,358	20%	460	28%	6,851	1,631
	(平成18年度)	3,275	46%	1,503	64%	3,789	54%	837	36%	266	4%	48	2%	3,523	50%	790	34%	7,064	2,340

府省庁名		競争契約				随意契約												合計	
		件数 (注1)		金額 (注1)		合計				競争性のある随意契約				競争性のない随意契約				件数	金額
						件数		金額		件数		金額		件数		金額			
		割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合					
外務省	(令和2年度)	270	32%	164	27%	583	68%	446	73%	137	16%	137	22%	446	52%	309	51%	853	610
	(令和3年度)	261	29%	108	23%	628	71%	356	77%	144	16%	46	10%	484	54%	311	67%	889	464
	(令和4年度)	302	29%	143	26%	728	71%	398	74%	153	15%	67	12%	575	56%	330	61%	1,030	540
	(平成18年度)	247	19%	30	12%	1,058	81%	227	88%	182	14%	18	7%	876	67%	209	81%	1,305	257
財務省	(令和2年度)	3,689	55%	2,174	70%	2,968	45%	948	30%	1,951	29%	497	16%	1,017	15%	451	14%	6,657	3,123
	(令和3年度)	3,651	56%	941	52%	2,875	44%	874	48%	1,875	29%	331	18%	1,000	15%	543	30%	6,526	1,816
	(令和4年度)	3,598	55%	879	56%	2,971	45%	693	44%	1,930	29%	276	18%	1,041	16%	417	27%	6,569	1,572
	(平成18年度)	4,513	59%	860	39%	3,187	41%	1,329	61%	486	6%	142	7%	2,701	35%	1,186	54%	7,700	2,189
文部科学省	(令和2年度)	529	9%	138	11%	5,060	91%	1,064	89%	4,605	82%	512	43%	455	8%	552	46%	5,589	1,203
	(令和3年度)	548	19%	446	30%	2,361	81%	1,054	70%	1,841	63%	515	34%	520	18%	539	36%	2,909	1,500
	(令和4年度)	504	19%	168	13%	2,109	81%	1,090	87%	1,607	62%	563	45%	502	19%	528	42%	2,613	1,258
	(平成18年度)	377	9%	213	10%	3,824	91%	1,886	90%	3,129	74%	1,088	52%	695	17%	798	38%	4,201	2,099
厚生労働省	(令和2年度)	4,885	55%	1,395	15%	3,990	45%	7,627	85%	418	5%	904	10%	3,572	40%	6,723	75%	8,875	9,022
	(令和3年度)	4,824	60%	2,152	22%	3,256	40%	7,551	78%	433	5%	288	3%	2,823	35%	7,263	75%	8,080	9,703
	(令和4年度)	4,646	58%	1,469	28%	3,397	42%	3,819	72%	430	5%	278	5%	2,967	37%	3,541	67%	8,043	5,287
	(平成18年度)	5,569	36%	1,083	20%	9,710	64%	4,449	80%	2,303	15%	610	11%	7,407	48%	3,839	69%	15,279	5,532
農林水産省	(令和2年度)	9,946	84%	5,484	87%	1,867	16%	826	13%	936	8%	681	11%	931	8%	146	2%	11,813	6,310
	(令和3年度)	9,396	84%	6,568	92%	1,805	16%	562	8%	726	6%	258	4%	1,079	10%	304	4%	11,201	7,130
	(令和4年度)	8,688	83%	6,906	92%	1,783	17%	602	8%	652	6%	218	3%	1,131	11%	384	5%	10,471	7,508
	(平成18年度)	9,529	51%	5,392	76%	9,182	49%	1,722	24%	1,313	7%	543	8%	7,869	42%	1,179	17%	18,711	7,114
経済産業省	(令和2年度)	1,061	53%	2,826	65%	931	47%	1,545	35%	495	25%	1,034	24%	436	22%	510	12%	1,992	4,370
	(令和3年度)	1,141	57%	670	20%	863	43%	2,670	80%	450	22%	1,682	50%	413	21%	988	30%	2,004	3,340
	(令和4年度)	999	55%	477	17%	804	45%	2,282	83%	376	21%	702	25%	428	24%	1,580	57%	1,803	2,759
	(平成18年度)	547	16%	251	13%	2,873	84%	1,739	87%	1,853	54%	1,007	51%	1,020	30%	732	37%	3,420	1,990
国土交通省	(令和2年度)	34,273	75%	32,008	80%	11,160	25%	7,992	20%	5,975	13%	4,514	11%	5,185	11%	3,478	9%	45,433	40,000
	(令和3年度)	32,357	74%	28,557	85%	11,117	26%	5,003	15%	5,921	14%	2,681	8%	5,196	12%	2,322	7%	43,474	33,560
	(令和4年度)	30,656	75%	28,148	78%	10,078	25%	7,768	22%	5,739	14%	5,719	16%	4,339	11%	2,049	6%	40,734	35,916
	(平成18年度)	39,500	61%	22,499	76%	25,205	39%	7,287	24%	7,727	12%	2,152	7%	17,478	27%	5,135	17%	64,705	29,787
環境省	(令和2年度)	1,810	60%	1,652	40%	1,190	40%	2,497	60%	398	13%	387	9%	792	26%	2,110	51%	3,000	4,149
	(令和3年度)	1,833	60%	1,203	28%	1,227	40%	3,154	72%	251	8%	159	4%	976	32%	2,995	69%	3,060	4,357
	(令和4年度)	1,755	59%	1,047	61%	1,239	41%	679	39%	253	8%	209	12%	986	33%	470	27%	2,994	1,726
	(平成18年度)	720	35%	89	23%	1,341	65%	303	77%	503	24%	134	34%	838	41%	169	43%	2,061	392
防衛省	(令和2年度)	21,142	49%	4,881	16%	22,316	51%	24,852	84%	11,397	26%	8,422	28%	10,919	25%	16,430	55%	43,458	29,733
	(令和3年度)	21,765	49%	5,778	17%	23,066	51%	27,337	83%	12,239	27%	9,111	28%	10,827	24%	18,226	55%	44,831	33,116
	(令和4年度)	30,298	57%	7,243	23%	22,526	43%	24,728	77%	13,238	25%	12,140	38%	9,288	18%	12,587	39%	52,824	31,971
	(平成18年度)	16,205	43%	2,751	13%	21,544	57%	18,126	87%	5,723	15%	6,112	29%	15,821	42%	12,013	58%	37,749	20,876
その他 (注2)	(令和2年度)	1,708	62%	390	72%	1,065	38%	152	28%	180	6%	38	7%	885	32%	114	21%	2,773	542
	(令和3年度)	1,670	62%	486	74%	1,025	38%	171	26%	209	8%	47	7%	816	30%	124	19%	2,695	657
	(令和4年度)	1,725	61%	415	66%	1,089	39%	217	34%	227	8%	66	10%	862	31%	152	24%	2,814	633
	(平成18年度)	1,558	45%	389	55%	1,879	55%	315	45%	131	4%	37	5%	1,748	51%	278	39%	3,437	704
合計	(令和2年度)	90,586	62%	56,361	53%	56,073	38%	50,410	47%	28,169	19%	17,836	17%	27,904	19%	32,575	31%	146,659	106,771
	(令和3年度)	87,844	62%	51,281	50%	52,987	38%	50,526	50%	25,743	18%	15,862	16%	27,244	19%	34,664	34%	140,831	101,807
	(令和4年度)	93,581	64%	50,953	53%	51,655	36%	44,610	47%	26,217	18%	21,024	22%	25,438	18%	23,586	25%	145,236	95,562
	(平成18年度)	85,602	49%	36,183	48%	88,856	51%	39,941	52%	24,838	14%	12,304	16%	64,018	37%	27,637	36%	174,458	76,124

注1 件数・金額：各年度に締結した支出原因契約（少額随意契約を除く。）。なお、端数処理（単位未満四捨五入）の結果、内訳と合計に誤差が生じる場合がある。

注2 その他：人事院、会計検査院、衆議院事務局、参議院事務局、国立国会図書館及び最高裁判所

注3 平成18年度は「公共調達適正化について」（平成18年8月25日財計第2017号）が発出された年度

出典：財務省「契約に関する統計」及び内閣官房調査

国の調達に係る応札状況

別添3

(単位：件、億円)

府省庁名		一般競争契約								指名競争契約								競争契約に占める 一者応札割合 (A+C) / (B+D)		全契約に占める 一者応札割合 (A+C) / E		全契約 (E)	
		1者 (A)		2者以上		合計 (B)		一者応札割合 (A/B)		1者 (C)		2者以上		合計 (D)		一者応札割合 (C/D)		件数	金額	件数	金額	件数	金額
		件数 (注1)	金額 (注1)	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額						
内閣官房等	(令和2年度)	592	390	809	729	1,401	1,119	42%	35%	30	8	129	38	159	45	19%	17%	40%	34%	25%	20%	2,514	1,978
	(令和3年度)	513	375	864	904	1,377	1,279	37%	29%	32	8	124	38	156	45	21%	17%	36%	29%	22%	21%	2,489	1,852
	(令和4年度)	565	430	773	594	1,338	1,024	42%	42%	29	9	131	44	160	53	18%	17%	40%	41%	23%	24%	2,531	1,833
宮内庁	(令和2年度)	19	3	161	17	180	20	11%	15%	-	-	59	13	59	13	0%	0%	8%	9%	6%	6%	326	49
	(令和3年度)	17	3	143	25	160	27	11%	10%	-	-	66	6	66	6	0%	0%	8%	8%	5%	5%	316	51
	(令和4年度)	6	1	149	16	155	17	4%	6%	-	-	58	6	58	6	0%	0%	3%	4%	2%	3%	324	37
公正取引委員会	(令和2年度)	7	0	87	7	94	7	7%	1%	-	-	-	-	-	-	-	-	7%	1%	5%	1%	131	10
	(令和3年度)	13	1	94	5	107	6	12%	11%	-	-	-	-	-	-	-	-	12%	11%	9%	8%	140	8
	(令和4年度)	18	2	81	2	99	4	18%	44%	-	-	-	-	-	-	-	-	18%	44%	13%	28%	143	7
警察庁	(令和2年度)	602	480	1,566	287	2,168	768	28%	63%	-	-	92	20	92	20	0%	0%	27%	61%	18%	41%	3,366	1,183
	(令和3年度)	606	238	1,319	364	1,925	602	31%	40%	2	2	93	38	95	40	2%	5%	30%	37%	20%	24%	3,113	1,010
	(令和4年度)	558	281	1,242	220	1,800	501	31%	56%	4	1	78	7	82	8	5%	12%	30%	55%	19%	40%	2,945	712
個人情報保護委員会	(令和2年度)	12	4	15	5	27	9	44%	44%	-	-	-	-	-	-	-	-	44%	44%	26%	31%	47	12
	(令和3年度)	13	20	14	1	27	21	48%	93%	-	-	-	-	-	-	-	-	48%	93%	28%	79%	46	25
	(令和4年度)	15	6	26	9	41	15	37%	41%	-	-	-	-	-	-	-	-	37%	41%	27%	33%	55	18
カジノ管理委員会	(令和2年度)	6	1	11	5	17	6	35%	20%	-	-	-	-	-	-	-	-	35%	20%	19%	11%	31	11
	(令和3年度)	4	8	9	4	13	13	31%	66%	-	-	-	-	-	-	-	-	31%	66%	11%	45%	36	19
	(令和4年度)	1	0	9	1	10	1	10%	22%	-	-	-	-	-	-	-	-	10%	22%	3%	5%	29	7
金融庁	(令和2年度)	43	10	49	10	92	20	47%	50%	-	-	-	-	-	-	-	-	47%	50%	21%	24%	203	42
	(令和3年度)	32	109	46	6	78	115	41%	95%	-	-	-	-	-	-	-	-	41%	95%	18%	83%	178	132
	(令和4年度)	34	12	41	22	75	33	45%	35%	-	-	-	-	-	-	-	-	45%	35%	17%	23%	198	50
消費者庁	(令和2年度)	24	4	62	9	86	13	28%	31%	-	-	-	-	-	-	-	-	28%	31%	18%	23%	134	17
	(令和3年度)	22	3	66	4	88	8	25%	42%	-	-	-	-	-	-	-	-	25%	42%	16%	26%	137	13
	(令和4年度)	31	2	54	4	85	6	36%	39%	-	-	-	-	-	-	-	-	36%	39%	24%	19%	129	12
デジタル庁	(令和2年度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(令和3年度)	31	66	32	18	63	84	49%	79%	-	-	-	-	-	-	-	-	49%	79%	34%	66%	91	101
	(令和4年度)	92	338	101	190	193	528	48%	64%	-	-	-	-	-	-	-	-	48%	64%	33%	46%	283	741
復興庁	(令和2年度)	10	4	23	5	33	9	30%	47%	-	-	-	-	-	-	-	-	30%	47%	5%	5%	208	93
	(令和3年度)	10	3	46	5	56	7	18%	38%	-	-	-	-	-	-	-	-	18%	38%	4%	3%	236	83
	(令和4年度)	19	2	36	5	55	7	35%	32%	-	-	-	-	-	-	-	-	35%	32%	9%	3%	216	81
総務省	(令和2年度)	555	948	584	295	1,139	1,243	49%	76%	-	-	-	-	-	-	-	-	49%	76%	29%	48%	1,904	1,980
	(令和3年度)	512	685	572	242	1,084	926	47%	74%	-	-	-	-	-	-	-	-	47%	74%	29%	48%	1,789	1,419
	(令和4年度)	470	478	528	260	998	737	47%	65%	-	-	-	-	-	-	-	-	47%	65%	29%	38%	1,637	1,262
法務省	(令和2年度)	961	819	4,761	1,138	5,722	1,957	17%	42%	1	0	3	0	4	0	25%	19%	17%	42%	13%	35%	7,352	2,334
	(令和3年度)	858	670	4,244	521	5,102	1,191	17%	56%	-	-	1	0	1	0	0%	0%	17%	56%	13%	46%	6,591	1,453
	(令和4年度)	902	387	4,357	730	5,259	1,117	17%	35%	-	-	2	0	2	0	0%	0%	17%	35%	13%	24%	6,851	1,631
外務省	(令和2年度)	87	39	159	44	246	82	35%	47%	9	54	15	28	24	81	38%	66%	36%	56%	11%	15%	853	610
	(令和3年度)	79	49	165	26	244	75	32%	65%	6	27	11	5	17	32	35%	83%	33%	71%	10%	16%	889	464
	(令和4年度)	82	51	192	41	274	92	30%	55%	9	37	19	14	28	51	32%	72%	30%	61%	9%	16%	1,030	540
財務省	(令和2年度)	919	1,501	2,770	674	3,689	2,174	25%	69%	-	-	-	-	-	-	-	-	25%	69%	14%	48%	6,657	3,123
	(令和3年度)	891	432	2,760	510	3,651	941	24%	46%	-	-	-	-	-	-	-	-	24%	46%	14%	24%	6,526	1,816
	(令和4年度)	920	410	2,678	469	3,598	879	26%	47%	-	-	-	-	-	-	-	-	26%	47%	14%	26%	6,569	1,572

府省庁名		一般競争契約								指名競争契約								競争契約に占める 一者応札割合 ((A+C) / (B+D))		全契約に占める 一者応札割合 ((A+C) / E)		全契約 (E)	
		1者 (A)		2者以上		合計 (B)		一者応札割合 (A/B)		1者 (C)		2者以上		合計 (D)		一者応札割合 (C/D)		件数	金額	件数	金額	件数	金額
		件数 (注1)	金額 (注1)	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額						
文部科学省	(令和2年度)	270	76	259	62	529	138	51%	55%	-	-	-	-	-	-	-	-	51%	55%	5%	6%	5,589	1,203
	(令和3年度)	256	363	292	83	548	446	47%	81%	-	-	-	-	-	-	-	-	47%	81%	9%	24%	2,909	1,500
	(令和4年度)	250	118	254	50	504	168	50%	70%	-	-	-	-	-	-	-	-	50%	70%	10%	9%	2,613	1,258
厚生労働省	(令和2年度)	1,842	851	3,043	544	4,885	1,395	38%	61%	-	-	-	-	-	-	-	-	38%	61%	21%	9%	8,875	9,022
	(令和3年度)	1,735	664	3,089	1,488	4,824	2,152	36%	31%	-	-	-	-	-	-	-	-	36%	31%	21%	7%	8,080	9,703
	(令和4年度)	1,730	812	2,916	656	4,646	1,469	37%	55%	-	-	-	-	-	-	-	-	37%	55%	22%	15%	8,043	5,287
農林水産省	(令和2年度)	3,776	1,152	5,703	2,441	9,479	3,593	40%	32%	1	0	466	1,891	467	1,891	0%	0%	38%	21%	32%	18%	11,813	6,310
	(令和3年度)	3,596	1,031	5,345	2,428	8,941	3,458	40%	30%	11	92	444	3,017	455	3,110	2%	3%	38%	17%	32%	16%	11,201	7,130
	(令和4年度)	3,418	1,003	4,819	2,263	8,237	3,265	41%	31%	3	30	448	3,610	451	3,641	1%	1%	39%	15%	33%	14%	10,471	7,508
経済産業省	(令和2年度)	294	942	767	1,884	1,061	2,826	28%	33%	-	-	-	-	-	-	-	-	28%	33%	15%	22%	1,992	4,370
	(令和3年度)	355	471	786	199	1,141	670	31%	70%	-	-	-	-	-	-	-	-	31%	70%	18%	14%	2,004	3,340
	(令和4年度)	324	303	675	174	999	477	32%	64%	-	-	-	-	-	-	-	-	32%	64%	18%	11%	1,803	2,759
国土交通省	(令和2年度)	11,281	7,894	15,537	21,191	26,818	29,085	42%	27%	807	422	6,648	2,501	7,455	2,924	11%	14%	35%	26%	27%	21%	45,433	40,000
	(令和3年度)	10,576	7,122	14,329	18,540	24,905	25,662	42%	28%	942	483	6,510	2,413	7,452	2,896	13%	17%	36%	27%	26%	23%	43,474	33,560
	(令和4年度)	10,755	8,026	13,655	17,975	24,410	26,001	44%	31%	703	315	5,543	1,833	6,246	2,148	11%	15%	37%	30%	28%	23%	40,734	35,916
環境省	(令和2年度)	1,095	609	674	1,040	1,769	1,649	62%	37%	13	1	28	2	41	3	32%	35%	61%	37%	37%	15%	3,000	4,149
	(令和3年度)	1,084	742	705	456	1,789	1,198	61%	62%	25	3	19	2	44	5	57%	66%	61%	62%	36%	17%	3,060	4,357
	(令和4年度)	1,142	502	553	536	1,695	1,037	67%	48%	26	6	34	3	60	9	43%	65%	67%	48%	39%	29%	2,994	1,726
防衛省	(令和2年度)	6,288	1,157	13,916	3,582	20,204	4,739	31%	24%	94	6	844	136	938	142	10%	4%	30%	24%	15%	4%	43,458	29,733
	(令和3年度)	6,234	1,517	14,435	4,094	20,669	5,611	30%	27%	13	5	1,083	163	1,096	168	1%	3%	29%	26%	14%	5%	44,831	33,116
	(令和4年度)	8,612	2,160	20,692	4,852	29,304	7,013	29%	31%	79	102	915	129	994	231	8%	44%	29%	31%	16%	7%	52,824	31,971
その他 (注2)	(令和2年度)	514	104	1,186	284	1,700	389	30%	27%	-	-	8	1	8	1	0%	0%	30%	27%	19%	19%	2,773	542
	(令和3年度)	477	211	1,189	275	1,666	486	29%	43%	-	-	4	0	4	0	0%	0%	29%	43%	18%	32%	2,695	657
	(令和4年度)	506	140	1,216	275	1,722	415	29%	34%	-	-	3	0	3	0	0%	0%	29%	34%	18%	22%	2,814	633
合計	(令和2年度)	29,197	16,988	52,142	34,252	81,339	51,240	36%	33%	955	491	8,292	4,630	9,247	5,121	10%	10%	33%	31%	21%	16%	146,659	106,771
	(令和3年度)	27,914	14,782	50,544	30,198	78,458	44,979	36%	33%	1,031	621	8,355	5,681	9,386	6,302	11%	10%	33%	30%	21%	15%	140,831	101,807
	(令和4年度)	30,450	15,463	55,047	29,343	85,497	44,807	36%	35%	853	499	7,231	5,647	8,084	6,146	11%	8%	33%	31%	22%	17%	145,236	95,562

注1 件数・金額：各年度に締結した支出原因契約（少額随意契約を除く。）なお、端数処理（単位未満四捨五入）の結果、内訳と合計に誤差が生じる場合がある。

注2 その他：人事院、会計検査院、衆議院事務局、参議院事務局、国立国会図書館及び最高裁判所

各府省庁における調達改善の主な取組（令和4年度）

各府省庁の自己評価に記載されている取組のうち、創意工夫が認められるなど主なものを記載している。

1. 一者応札の改善

<p>【内閣官房等】</p> <p>○ 調達予定案件の事前公表、公表・公告期間の30日以上確保等を行った結果、令和3年度に一者応札で、令和4年度も継続案件となった165件のうち、51件が複数者応札となった。</p>
<p>【宮内庁】</p> <p>○ 過去の類似入札における入札者等や、当該分野の類似事業者等を調査し、積極的に公表済みの入札情報を提供するなどの取組を行った結果、令和3年度に一者応札となっていた6件が複数者応札となった。</p>
<p>【公正取引委員会】</p> <p>○ 入札不参加事業者に対して実施したヒアリングの結果等を踏まえ、履行期間や入札公告期間の確保に努めた結果、入札を実施した55件のうち49件が複数者応札となった。</p>
<p>【警察庁】</p> <p>○ 新規事業者への声掛け、十分な入札公告期間・契約履行期間の確保、仕様の見直し、入札説明会の実施等を行った結果、本庁で8件、地方で50件の一者応札が解消した。</p> <p>○ 17官署において、継続して一者応札となっている29件を対象に事前審査を実施し、一者応札となっている要因、参加可能業者の調査、仕様要件及び入札参加資格要件等について検討し、一者応札の改善に向けた各種方策を実施した。</p> <p>○ 入札不参加事業者に対するアンケート調査を実施し、本庁においては38件のアンケートを回収し、一者応札の改善に活用した。地方においては、アンケート調査を12官署において実施するとともに、事業者への聞き取りを54官署において実施した。</p>
<p>【個人情報保護委員会】</p> <p>○ 一者応札となった15件を対象として、入札説明書等を取り寄せたが応札しなかった事業者からの意見聴取を実施し、要因分析と今後の対応策について検討を行った。</p> <p>○ 一者応札となった案件については、開札後にセルフチェックリストに基づいて入札手続の妥当性等を確認した。</p> <p>○ 事業者への時間的配慮を行うことにより、競争性を向上させ入札者数の増加を図るため、総合評価落札方式に係る調達実施の検討段階において、30日以上公告期間の確保の有無を事前に確認した。</p>

【カジノ管理委員会】

- 前回の入札において一者応札となった案件について、事業者へヒアリングした結果、契約日から業務履行開始までの準備期間が短いことが判明した。その内容を踏まえた上でチェックリストを用いた事前審査を実施し、入札時期を早め十分な公告期間を確保したほか、契約日から業務履行開始までの準備期間を長くしたことにより、一者応札が解消した。

【金融庁】

- 情報システム更改等に関する調達について、参入の可能性があると思込んだ複数の事業者に、参入の妨げになる要件等がないか確認することを目的に、調達内容に関する意見を聴取したところ、具体的な意見が得られたため、3件において仕様書を見直して業務範囲を明確化した。これにより、事業者の参入可能性を高め、一者応札改善に向けた取組を進めた。
- 今後も継続して発注することが見込まれる案件について、新規事業者に対して業務内容を説明し、対応可能な事業者の開拓を行った。結果、新規事業者からの応札が6件であり、うち3件は契約締結に至った。

【消費者庁】

- 一者応札となった案件及び競争に付した結果不調となった案件32件について、仕様書等を受け取り、又は入札説明会に参加したものの応札しなかった事業者等へのヒアリングを実施した。

【復興庁】

- 令和3年度に一者応札で、令和4年度も継続案件となった5件について、調達の前に会計担当職員によって構成される入札・契約手続審査委員会において改善策の審査を行い、仕様内容の見直しや公告期間の延長等を実施した結果、1件が複数者応札となった。
- 令和3年度に一者応札となった案件について、電子調達システムを活用したところ、新規参入事業者3者を含む複数者の応札となった。

【デジタル庁】

- 情報システムの改修、保守・運用フェーズにおいて競争性を確保するため、新たにシステム開発や構築を行った全13件について、特定の事業者しか供給できない製品を使用しない調達を行った。

【総務省】

- 一般調達案件の予定経費 1,500 万円以上、総合評価落札方式案件又は企画競争及び公募の案件について、公告期間 20 日間以上の確保に努めた。このうち、前回調達で一者応札・応募となった案件については、30 日間以上の公告期間の確保に努めた。
- 一者応札となった案件について、入札説明書を入手したが入札に参加しなかった者に対してアンケート等を実施して、その理由を把握、分析し、関係者間で共有するなど、改善策の検討等を行った。

【法務省】

- 公告期間の十分な確保、調達の情報提供の充実、事業者等に対するヒアリング等の取組を実施した結果、令和 3 年度に一者応札となっていた案件のうち 129 件が複数者応札となり、比較可能な 42 件で計 1 億 3,548 万円（▲15%）の削減効果があった。
- 調達改善の取組を推進するため、調達改善計画等の取組を他府省庁の取組事例も含め取りまとめた「調達改善の手引」を作成し、人事異動後に会計担当部署の職員へ配布するとともに省内の電子掲示板へ掲載し、省内全体で共有している。特に「調達改善に向けた審査・管理の充実」の項では、入札前、入札時、入札後の各段階における具体的な取組内容と説明、事例、根拠法令等を整理、記述し、実務担当者の利便性を高めた内容としている。

【外務省】

- 一者応札・応募となった案件を対象に、事業者へのヒアリング等を通じて要因を分析し、調達スケジュールの見直し等を実施することにより、競争性の確保を図った。その結果、24 件が複数者応札となった。
- 省内で統一かつ効果的に一者応札・応募改善の取組を実施するため、「一者応札・応募の改善チェックリスト」を活用した。
- 新規事業者の発掘のため、前年度に引き続き同様の調達を予定している案件について、調達実施予定時期、前年度の契約額等を一覧にしてウェブサイトで公表した。

【財務省】

- 契約ごとに、民間事業者からの意見等の収集、反映及び発注情報の積極的な発信等が適切に行われているか事前に審査を実施した結果、118 件について一者応札が解消した。
- 入札等監視委員会の審議を受けた案件について、審議内容等の反映状況や講じた措置等を同委員会へ報告した。

【文部科学省】

- 一般競争入札及び企画競争を実施する案件のうち、前回の同種事業で一者応札等となった案件について、手続を開始する際に「一者応札・応募の改善チェックリスト」により、内部監査組織が点検を行った。
- 結果として一者応札等となった場合には、入札説明会に参加したが応札しなかった者等へのアンケート調査又はヒアリングを実施し、改善に向けた要因分析を行った。
- 物品・役務等契約監視委員会による個別審査の対象となった一者応札・応募案件 16 件について、その要因分析及び対応策を取りまとめて公表するとともに、昨年度に一者応札・応募案件の検証を踏まえた成果について同委員会に報告する取組を行った。その結果、4 件が複数者応札となった。

【厚生労働省】

- 全て外部有識者で構成される公共調達中央監視委員会では、本省、地方支分部局及び施設等機関全ての部局が発注する予定価格 250 万円を超える公共工事の契約済案件及び予定価格 100 万円以上の物品・役務の契約済案件（本省分 2,046 件、本省以外の部局分 2,548 件）から抽出された案件（本省分 42 件、本省以外の部局分 44 件）を対象に調達後の審議を実施した。
- 本省のメールマガジンにより、入札公告を登録者 84,760 者に対し 540 件配信した。

【農林水産省】

- 会計担当職員により構成される入札・契約手続審査委員会において、前回一者応札・応募であった案件 1,054 件について、入札要件や仕様書等の審査を実施し、前回の改善策が反映されているかの確認等を行った。その結果、175 件が複数者応札・応募となり、透明性や競争性等の向上が図られた。
- 一者応札・応募となった 1,656 件について、入札に参加しなかった者へのアンケートを実施して要因を分析し、次回の調達に向けての改善策を検討した。
- 外部有識者により構成される入札等監視委員会において、一者応札・応募となった案件 308 件について、次回の調達に向けての改善策等についての審議を行い、透明性や競争性等の向上が図られた。

【経済産業省】

- ①入札前の自己チェック（前年度一者応札）、②契約前の自己チェック（一者応札、高落札率）、③調達後の第三者チェック（一者応札、高落札率、同一者連続）を主な内容として「一般競争入札における一者応札問題の改善策」（平成 24 年度に策定し、適宜改訂。）を活用することで、平成 23 年度には約 42%だった一者応札比率は令和 4 年度には約 32%となった。
- 令和 3 年度に一者応札であったことから公告前にセルフチェックリストを作成した 174 件のうち、54 件が複数者応札となった。

【国土交通省】

- 業者側の準備不足により一者応札となったと思われる案件について更なる準備期間の確保を行うなど、事前・事後検証を基に取組を行い、競争参加資格の拡大を行うなど一者応札改善に向け柔軟な取組を行った結果、156 件について一者応札が改善して、比較可能な 34 件で計約 1.4 億円（▲14.4%）の削減効果があった。

【環境省】

- 令和3年度の契約において「一者応札」、「落札率が極端な高さ（95%以上）」、「契約金額 1,000 万円以上」であった 124 件について、入札公告に当たって、一者応札改善のための契約前自己チェックを実施し、契約方式の妥当性を確認等した結果、7 件が複数者応札となった。

【防衛省】

- 近隣の商工会議所や市役所等のウェブサイトに防衛省のウェブサイト上の調達情報へのリンクを貼ることで、情報を発信した。

2. 随意契約の改善

【内閣官房等】

- 随意契約 505 件を対象に、見積根拠の精査等を実施し、このうち 232 件（本省分 216 件、地方支分部局分 16 件）について計約 19 億 3,117 万円（本省分 19 億 1,841 万円（当初提示額の▲4%）、地方支分部局分 1,276 万円（同▲9%））の削減効果があった。契約内容や見積根拠の精査の経緯を価格交渉シートに記録して、情報共有を行った。また、価格交渉シートを見直し、交渉過程、交渉担当者、引き下げられない理由等を明示することとした。
- 特殊かつ専門性が高い経費にかかる随意契約 4 件について、見積根拠の精査を行う際に、民間コンサルティング会社の知見を活用し助言を得るなどしたことで、当初見積額に比べ約 3 億 5,221 万円の削減効果があった。
- 複数年にわたり同一事業者による一者応札が継続し、一者応札の改善の取組を実施しても改善が見込めない案件について、調達アドバイザー等の意見も踏まえて慎重に検討の上、新たに 5 件を公募による随意契約に切り替えた。見積根拠の精査により 476 万円の削減効果があった。

【公正取引委員会】

- 物品購入（13 件）、印刷製本（14 件）及び役務（3 件）についてオープンカウンター方式による調達を実施し、うち 6 件は令和 3 年度までに受注のなかった事業者が契約者となった。

【警察庁】

- 公募を実施した随意契約について、見積根拠の精査を実施した結果、19 案件において契約金額が当初提示額より削減された。
- 地方支分部局全 119 官署のうち 111 官署において、オープンカウンター方式による調達を計 1,887 件実施した。

【カジノ管理委員会】

- 競争性のない随意契約を行おうとした全件について、随意契約の要件を満たしているか審査を実施した。また、競争性のない随意契約によらざるを得ない場合であっても、見積根拠の精査を実施し当初提示額に対して約 880 万円（▲18%）を削減した。

【金融庁】

- 公募の結果一者応募だった案件 32 件について、見積根拠の精査を実施し、3 件について減額に至った。

【消費者庁】

- 情報システム関連の随意契約のうち少額随意契約を含む 14 件について、府省 C I O 補佐官による仕様書及び価格等の妥当性の検証を行った。
- 随意契約審査委員会を開催し、競争性のない随意契約 22 件、企画競争による随意契約 12 件、公募による随意契約 9 件の審査を行った。このうち、4 件について見積根拠の精査を実施して、当初提示額から 670 万円（▲7.1%）が削減された。

【復興庁】

- 毎月定期的に購入する消耗品等について、オープンカウンター方式による調達を 12 件実施した。そのうち 11 件で複数者から見積書の提出があった。

【デジタル庁】

- 随意契約審査委員会において、真に随意契約であるべきか事前審査を行い、その結果、随意契約を 88 件締結した。そのうち競争性のある随意契約は 8 件（企画競争、技術的対話を含む）、公募 10 件となった。

【総務省】

- 公募について、本省においては、過去 2 年以上連続で同一者の一者応札（応募）となっており、かつ、その理由が特殊な技術又は設備等を有する者が一しかないと考えられるものを対象とし、契約監視会で認められた調達に限り実施した。

【法務省】

- 会計法令上随意契約によることが認められる少額調達案件について、一般競争入札及びオープンカウンター方式による見積り合わせを実施した。その結果、一般競争入札等への移行前との費用比較が可能な 12 件で、計 60 万円（▲11%）の削減効果があった。

【外務省】

- 新たに 17 件の汎用物品について、オープンカウンター方式による調達を実施した。

【財務省】

- 少額随意契約の範囲内においても、予定価格が 100 万円を超える案件について、電子調達システムを活用した一般競争入札又はオープンカウンター方式による調達を実施した（本省庁 49 件、地方支分部局 595 件）。
- 規格や性能を担保できる電化製品等を主な対象として、インターネットを活用した調達を実施し、事務の効率化を図った（本省庁 27 品目、地方支分部局 582 品目）。

【文部科学省】

- 複数年にわたり一者応札・応募となっている案件のうち、今後も特定の者だけが事業を実施し得ることが見込まれる案件について、物品・役務等契約監視委員会に諮り、随意契約事前確認公募に移行する取組を実施している。令和4年度は、20件について、同公募を実施し、見積根拠の精査を行った上で随意契約を締結した。見積根拠の精査により、計約1,460万円（▲1%）の削減効果があった。また、同公募を実施した案件について、公募期間以外でも新規参入希望者の発掘が可能になるよう、ウェブサイト上で調達内容等を恒常的に公表することとしている。

【厚生労働省】

- 本省、地方支分部局及び施設等機関全ての部局が発注する500万円以上の随意契約案件に対して、競争性の向上等の観点から、外部有識者を含む公共調達委員会での審査を行っており、27件を随意契約から一般競争入札に移行し、約3億7,200万円（▲6%）の削減効果があった。
- 令和3年度に20の施設等機関に対して実施した会計指導のフォローアップを行った（61件）。当該指導により、令和4年度においては、1者応札が2件解消し、1,800万円の削減効果があった。
- 外部有識者を含む公共調達委員会での審査を経て、公募により調達を実施した52件（本省外）については、見積根拠の精査を行った上で、随意契約を締結した。見積根拠の精査を行った結果、計約1億円（▲約2%）の削減効果があった。

【経済産業省】

- 実施手続をまとめた会計課調達に基づき、公募（入札可能性調査）を実施し、特定の者だけが当該事業を実施し得ることが確認された69件について、見積根拠の精査を行った上で随意契約を締結した。
- 競争性と公平性の確保を図る観点から、少額随意契約を行う案件について、オープンカウンター方式による調達を768件実施した。

【国土交通省】

- 各部局において、競争性のない随意契約を締結しようとする全案件について、契約手続に入る前に競争性のある契約への移行可能性を改めて検討し、競争性のない随意契約によらざるを得ない理由とともに本省のウェブサイトに一括して公表した。一方、競争性のある契約へ移行した事例については取りまとめて省内で共有し、他の案件が競争性のある契約へ移行を検討する際の参考情報とした。
- オープンカウンター方式により、7,757件、約22.9億円の調達を行った。

【防衛省】

- 随意契約によらざるを得ない調達については、新規参入が可能である旨とその参入要件をウェブサイトで常続的に公示している。
- 複数の官署において、オープンカウンター方式による調達を実施した。

3. 共同調達・一括調達の実施

<p>【内閣官房等】</p> <p>○ 17 品目の共同調達を幹事官庁として実施し、参加官庁の事務負担を大幅に軽減した。</p>
<p>【警察庁】</p> <p>○ 7 官署において新たに3 項目の共同調達を実施した。</p>
<p>【法務省】</p> <p>○ 仕様や調達単位の検討を行った上、882 件の共同調達を実施した結果、令和3 年度と比較可能な 230 件で、計 2 億 7, 987 万円（▲12%）の削減効果があった（電力調達・ガス調達に係る契約を除く。）。</p>
<p>【財務省】</p> <p>○ 全ての財務局において近隣官署とのネットワークを構築し、全ての財務局において共同調達参加官署による共同調達に関する連絡会等を 12 回開催した。</p> <p>○ 電力の共同調達の範囲等の検討及び調達改善全般に関するノウハウの共有等をテーマとした意見交換等を 6 財務局で実施した。</p> <p>○ 地方支分部局において、25 品目を新たに、共同調達の対象品目に追加した。</p> <p>○ 15 品目を新たに一括調達の対象品目に追加した。</p>
<p>【経済産業省】</p> <p>○ 本省（外局含む。）において、事務の省力化や廉価な調達を図るため、外務省、財務省、農林水産省と事務用消耗品等の 10 品目において共同調達を実施した。その結果、事務用消耗品の契約単価は平均で約 34%（共同調達実施前の平成 20 年度と比較）の削減効果があった。</p> <p>○ 全ての地方支分部局において共同調達を実施している。地方支分部局における共同調達品目の総数（延べ）は 46 品目、共同調達の相手方官署の総数（延べ）は 151 官署となった。</p>
<p>【国土交通省】</p> <p>○ 共同調達については、近畿運輸局において新たに自動車用燃料の共同調達を導入し、その他部局においても、品目（施設・設備の維持管理・保守等）の拡大を行い、本省及び地方支分部局等（43 部局）において実施した。</p> <p>○ 一括調達については、近畿地方整備局において新たに貨物運送作業の一括調達を導入し、その他部局においても、品目（排水ポンプ車、除雪車等）の拡大を行い、本省及び地方支分部局等（56 部局）において実施した。</p>

4. 調達事務のデジタル化に向けた取組

【内閣官房等】

- 政府電子調達システムの活用について、入札への参加方法は原則電子入札とし、紙入札にて来訪した事業者には入札終了後に政府電子調達システムを利用した電子入札手続の説明、リーフレットの配布などを行うことで、電子調達システムでの電子入札参加を促した。

【カジノ管理委員会】

- 入札については、原則、政府電子調達システムを活用した電子入札とし、入札説明書の交付等についても電子で行ったほか、電子契約が可能と思われる者に対して勧奨を行い、調達事務のデジタル化を推進した。

【金融庁】

- 入札説明書において、電子契約を推奨することを明記して、契約相手方に決定した事業者に積極的な要請を行った結果、29件について電子契約を締結できた。入札公告、入札説明書及びHPにおいて、政府電子調達システムを利用した入札手続を実施する旨を明記するとともに、電子メール（PDF添付）による提出も可能である旨を明記した。

【消費者庁】

- 政府電子調達システムの電子入札機能を利用した調達は100%（前年度100%）であり、電子応札件数も61件（前年度60件）と向上しており、事業者の利便性の向上を図ることができた。また、電子調達システムを利用して10件の契約書を取り交わした。

【デジタル庁】

- 政府電子調達システムによる入札・契約手続の更なる利用促進を図るため、紙での手続を希望する事業者に対して、対応できない理由等について可能な限り把握した。電子入札案件193件のうち、159件で電子応札があり、107件で電子契約を実施した。

【総務省】

- 入札・契約手続における政府電子調達システムの利用徹底に努めるとともに、紙での入札や契約を希望する事業者に対しては、電子入札及び電子契約に対応できない理由や同システムの利用可能用途等の確認を行った。入札案件1,012件のうち、969件を電子応札可能とし、432件で電子契約を実施した。

【外務省】

- 新型コロナウイルス感染症の情勢下において競争性の確保を継続するため、ウェブ会議アプリを利用した入札説明会を開催したところ、説明や質疑応答は、対面と遜色なく実施され、事業者からも問題なく実施できたとの評価を得た。

【財務省】

- 入札案件 3,840 件のうち、3,568 件（93%）を調達ポータルに掲載することで電子入札を可能とした。また、令和 4 年度において、電子契約を 699 件実施した。

【文部科学省】

- オンラインによる入札説明会の実施や電子メールによって押印を省略した見積書や請書等の徴取に努めた。
- 政府電子調達システムによる電子入札・電子契約を入札参加者へ推奨した結果、令和 3 年度の電子契約が 45 件であったが、令和 4 年度において 67 件と増加した。

【農林水産省】

- 地方支分部局等を対象とした会計課長会議等により、政府電子調達システムの導入促進、事業者側への普及啓発についての協力依頼及び省内の優良事例の共有を実施した。

【経済産業省】

- 政府電子調達システムの利用促進を図るため、事業者へ電子入札・電子契約の利点などを説明する職員向け資料を作成し、積極的に事業者へ電子契約を推奨した結果、265 件の電子契約を締結した。

【環境省】

- 政府電子調達システムによる電子入札・電子契約の活用を省内に周知したほか、応札者や落札者に対して同システムの利用を推奨した結果、令和 4 年度において電子入札案件 1,512 件中 1,176 件で電子応札があった。また、少額随意契約を除いた全契約案件 2,409 件中 738 件で電子契約を行った。

【防衛省】

- 省内において政府電子調達システムのアンケート調査を実施することで、利用促進のための周知を行うとともに、利用状況の実態把握を行う取組や落札事業者に対して、電子契約による利点を説明するなど電子契約を推奨した結果、同システムによる電子契約件数が令和 3 年度 41 件から令和 4 年度 56 件と増加した。

5. その他の取組

<p>【警察庁】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 本庁及び他府省庁で実施している調達改善に向けた取組等を地方支分部局の調達担当者に対して指導教養・情報発信し、調達改善の重要性についての理解を深めた。
<p>【外務省】</p> <ul style="list-style-type: none">○ システム案件、事務機器借入れ等 29 件について国庫債務負担行為を活用した。
<p>【財務省】</p> <ul style="list-style-type: none">○ クレジットカード決済を導入している23部局全てにおいて、クレジットカードの複数年利用を行い、事務の効率化を図ることができた。
<p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 教育関係機関や研究機関を主な対象とする事業のうち、企画競争によるものを中心とした「公募情報」をウェブサイトで公表し、契約の公平性、透明性、競争性の向上に努めた。○ 文部科学省と文化庁の旅費業務を一括でアウトソーシングした結果、令和3年度と比較して約 2,000 万円（▲38%）の削減効果があった。また、補助金・委託費等の支払に関する事務についても一括でアウトソーシングしたことにより、調達事務の効率化が図られた。
<p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 調達担当職員の意識改革・能力の向上を図るため、令和4年7月に本省において契約に携わる全ての監督・検査職員に対する実務研修（eラーニング）を実施した。
<p>【経済産業省】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 時期に応じた予算執行上の注意事項や有用な情報を提供するために、職員向けメールマガジンの配信を実施しており、11月以降執行の必要性、新たな調達ルール等について周知した。○ 一定規模以上の情報システム調達について、省内外の専門家や民間の調達支援業者、外部委員を含む技術審査委員会の活用を行い、民間ノウハウ・知見を反映させた。○ 簡便な価格情報の収集や一層安価な調達を可能とするインターネット取引（クレジットカード決済）による調達を 284 件実施し、市場価格と比べて平均で約 11%の削減効果があった。
<p>【防衛省】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 輸送機（C-130R）における、機体部品等の供給、機体定期修理、技術活動等に関する PBL（Performance Based Logistics）について、6か年度にわたる長期契約を締結し、約 16 億円（▲11%）の削減効果があった。